

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会労働安全衛生関係表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会（以下「協会」という）が、労働安全又は労働衛生の向上に尽力し顕著な功績が認められる職長等及び事業所を表彰することにより労働安全衛生の推進に資することを目的とする。

(表彰の種類、表彰対象者及び表彰基準)

第2条 表彰の種類、表彰対象者及び表彰基準は、次のとおりとする。

種 類	表彰対象者	表 彰 基 準
安全優良 職長表彰	正会員企業に所属し 現場等において作業 を直接指揮する職長 等	職長等として、現場等の安全成績が優秀で、次の事項をすべて満たす個人。 ①廃棄物処理の現場で作業を直接指揮する職長等。 ②職長等としての実務経験5年以上であり、現在も当該職種に就いていること。 ③担当した現場等で過去3年以内に、死亡災害及び休業4日以上災害が発生していないこと。 ④職務に必要な資格（免許、技能講習及び特別教育）を有するとともに、能力向上教育等の各種安全衛生教育を十分に受講し、安全管理、作業式等の能力が優秀であること。 ⑤安全管理に関する部下の教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継承について積極的に活動していること。
安全優良 事業所 表彰	正会員の産業廃棄物 処理業者	安全衛生管理体制を整備し、労働災害の防止に功績顕著な者で、次の事項をすべて満たす正会員。 ①死亡災害及び休業4日以上災害が過去3年以上発生していないこと。 ②過去3年以内に協会の安全衛生事業に参加した実績があること。 ③安全衛生法令に基づく安全衛生管理体制を構築していること。

(表彰の時期)

第3条 表彰は、毎年度開催する労働安全衛生大会において行うものとする。

(被表彰候補者の推薦)

第4条 被表彰候補者の推薦は、次により行うものとする。

(1) 安全優良職長表彰は、正会員の代表者が推薦するものとする。

(2) 安全優良事業所表彰は、自薦又は他薦によるものとする。

(推薦手続き)

第5条 推薦の手続きは、所定の推薦書を、所定の期日までに協会事務局に提出するものとする。

(被表彰者の選考)

第6条 被表彰者の選考は、推薦候補者の中から、表彰基準に従い労働安全体制整備事業委員会において厳正に選考、決定し、理事会に報告するものとする。

(被表彰者数)

第7条 被表彰者数は、表彰対象者の区分ごとにそれぞれ毎年度2名以内とする。

ただし、労働安全体制整備事業委員会委員長が特に必要と認める場合においては、これを変更することができるものとする。

附 則 この規程は、令和2年10月15日より施行する。